

(4面から続く)

月額支払方式に戻すこと。

三 障害者の自立と社会参加に大きな役割を果たしている小規模作業所が、安心して運営が行えるよう、地域活動支援センターについて補助基準を引き上げること。また、希望する小規模作業所が義務的経費の諸事業に移行できるよう要件の緩和などの措置を講ずること。

四 コミュニケーション支援事業、移動支援事業及び地域活動支援センターなど地域生活支援事業に対する国の支援は不十分であり、自治体による格差が相当広がっている。よって、地域生活支援事業に対して、実際にかかった経費の二分の一を国が負担する仕組みに改めること。

五 障害程度区分の判定が身体動作に偏重しているため、精神障害、知的障害及び内部障害などの実態が正しく反映されず必要な障害者福祉サービスが受けられない等の問題が発生している。よって、障害ごとに、その特性が反映されるように、認定基準及び認定手続きを見直すこと。なお、児童に対しての障害程度区分の導入はしないこと。

六 精神科病棟の転換等による「精神障害者退院支援施設」は病院の看板の掛けかえにすぎず、社会的入院を真に解消するものとはいえない。「精神障害者退院支援施設」の導入は、即時中止すること。

介護保険の国庫負担増額を求める意見書

団塊の世代が高齢期に入ることから、厚生労働省は二〇一四年までに介護職員を「四十万人から六十万人必要」と推計している。介護職員は、一年間に離職した人の割合を示す離職率が二〇〇四年度二〇・二%で全産業平均の一七・五%に比べ高水準である。実労働時間も長い上、平均年収は福祉施設で働く男性介護員で約三百十五万円、ホームヘルパーで約二百六十二万円と全労働者平均を大きく下回っていることが主な原因である。一人当たりの報酬がふえなければ人員確保も難しい状況であるといえる。

介護保険事業者への報酬は保険料と税金による政府の介護保険で賄われている。介護保険料は四月から平均二四%値上げされ基準額四千円以上の自治体が全体の三七%と三年前の五倍となった。

厚生労働省は、給与見直しを掲げているがこのままでは給与水準引き上げには限界がある。サービスの担い手の待遇改善には、国が財政投入を増額すべきである。

介護保険に対する国庫割合は二五%であり、そのうちの五%は調整交付金となっている。本市の場合、全体として二〇%を割っている。国は、全国市長会や全国町村会などが要望しているように、国庫割合を三〇%にするともに五%の調整交付金を国庫割合の枠外とするべきである。

地域で安心して出産ができる助産所の増額を求める意見書

二〇〇六年六月に成立した改正医療法第十九条によって、助産所の開設者が嘱託する医師と病院（診療所）を定める規定が強化されました。これは出産の異常時等における母子の安全を確保することが趣旨です。

しかし、現実には、産科医師や地域の産科病院、診療所が不足するなか、助産所が嘱託する医師や病院を個人で確保することは極めて困難です。

問題は、本来機能すべき地域医療体制や周産期医療システムの整備が不十分であるため、妊産婦・新生児の緊急時搬送体制が十分でないことにあります。このまま法が施行されれば、二〇〇八年度以降、助産所は新たな開業はもとより、存続さえ困難になります。

出産の八割は正常分娩であり、助産師が十分担えることは、日本の母子保健の歴史及び助産師を十分に活用しているオランダ、ニュージー

ランド、イギリスなどで証明されています。

今、全国の助産所が閉鎖の危機に瀕している緊急事態及び産科医師・助産師、産科病院・診療所・助産所が不足し、「お産難民」が深刻化している現状にのみならず、以下について要望します。

一 改正「医療法」第十九条の施行を当分の間、凍結すること。（当分の間とは、産科医師や地域の産科病院不足の解消、または、左記の一、二が整備されるまでの間をいう）

二 参議院厚生労働委員会の付帯決議（二〇〇六年六月十三日）に基づき、国及び地方自治体が、責任を持って助産所の嘱託医・嘱託医療機関を確保すること。

三 国は、各都道府県の総合周産期母子医療センター及び各地域の中核病院や公的医療機関が助産所や診療所からの緊急搬送を円滑に受け入れられるよう、適宜適切な支援を講ずること。

四 国は、各都道府県における助産師養成枠の拡大と、質の高い助産師教育を促進すること。

地域安全・安心まちづくり推進法の一早期制定を求める意見書

近年、子どもをはじめ、地域住民を巻き込んだ凶悪事件が頻発化しており、防犯に対する国民の関心は高まっています。「民間交番」の設置など、地域住民が自ら防犯活動を行う防犯ボランティア活動も活発化し、昨年末時点で、地域住民による防犯ボランティア団体は全国で三万九千三百一十団体も上ります。

安全で安心して暮らせる地域社会を築くには、警察の力に加えて住民みずからの防犯活動を欠かすことはできません。現在、住民による活動が盛り上がりを見せる中、防犯ボランティア団体の活動を多角的にサポートするための法律制定が強く求められています。

よって、政府におかれては、「犯罪に強いまちづくり」への自発的な取り組みや防犯意識の向上のための活動を、国や自治体が総合的かつ計画的に支援することを責務とする内容を盛り込んだ「地域安全・安心まちづくり推進法」（仮称）を早期に制定し、次に掲げる施策を積極的に推進されるよう強く要望します。

一 防犯ボランティアが「民間交番」をつくる際に、公有地や建物を貸し出したり、賃貸料補助等の財政支援を行うなど、防犯拠点を整備するための「地域安全・安心ステーションモデル事業」を全国二千万戸へとふやすこと。

二 子どもと安全確保へ、スクールガードリーダー（地域学校安全指導員）等の配置を進め、公園、駅など多くの地域住民が利用する場所に子ども用の緊急通報装置の設置を促進すること。

三 自治体に防犯担当窓口の設置を促進するなど、地域住民と自治体が地域の安全の為に協力しやすい環境整備を推進すること。

中小企業の事業承継円滑化のための法制改正を求める意見書

団塊の世代が引退時期に差しかかる状況下、特に小規模企業において、事業承継がなかなか進んでいない。

二〇〇七年版中小企業白書によると、昨年二〇〇六年の企業全体の社長交代率は三・〇八%と過去最低を記録した。従業員規模別では、規模が小さいほど社長交代率が低下する傾向にあり、小規模企業における事業承継の難しさを示している。

また、年間廃業者二十九万社（二〇〇一～二〇〇四年平均）のうち少なくとも四分の一の企業は後継者の不在が理由となっている。これに伴う雇用の喪失は、毎年二十万～二十五万人とも言われ、雇用情勢に与える影響も少なくない。

こうした、中小企業の廃業や事業承継をめぐる問題は、日本経済の発展を阻害する大きな要因となっている。中小企業の雇用や高度な技術を守り、事業承継を円滑に進めていくための総合的な対策を早急に講じる必要がある。

行われ、実際にさまざまな制度改正も行われてきたところである。しかしながら残された課題のうち、とりわけ相続税を中心とする税制の問題は、承継当事者・関係者にとり最大関心事の一つである。平成十九年度の税制改正大綱においても、今後の検討課題として事業承継の円滑化を支援するための枠組みを検討する必要性が明記されたところである。

以上のことから、中小企業の事業承継円滑化のために、税制改正など必要な措置を講ずるよう、政府に対し強く要望する。

一 非上場株式等に係る相続税の減免措置について、抜本拡充を図ること。

二 非上場株式の相続税上の評価制度について、事業承継円滑化の観点から見直しも含め、合理的な評価制度の構築を図ること。

三 相続税納税の円滑化を図るために、事業承継円滑化の観点から必要な措置を講ずること。

四 税制面のみならず、情報面、金融面、法制面など、事業承継の円滑化を支援するための枠組みを検討し、総合的な対策を講ずること。

いじめ・不登校対策のための施策を求める意見書

教育現場では、いじめや不登校の問題が深刻です。いじめの発生件数は、報告されているだけでも小・中・高等学校全校数の全体の約二割に当たる二万件を超え（平成十七年度）、各地で深刻ないじめが発生し続けています。いじめを苦にした児童・生徒の自殺が相次いだ昨秋以降、改めたいじめ問題に大きな関心が集まり、文部科学省の「子どもを守り育てる体制づくりのための有識者会議」でも議論され、今年春には教師や保護者、地域の大人たちに向けた提言をまとめ、教師向けの「いじめ対策Q&A」も含めて全国に配布されました。

一方、不登校は主に小・中学校で深刻化しており、文部科学省の調査（平成十七年度）によれば、小学校で〇・三三%（三百七十七人に一人）、中学校では二・七五%（三六六人に一人、一学級に一人の割合）と、学年が上がるにつれて増加する傾向にあります。

いじめや不登校で苦しんでいる子どもたちに、どう手を差し伸べてあげるのか。各地でさまざまな試みがなされていますが、現場で効果を上げているものも参考にしながら、具体的な施策を可及的速やかに実施すべきです。

よって、政府におかれましては、子どもたちの笑顔と希望があふれる教育環境づくりのために、次の事項について実現を強く要望します。

一 「いじめレスキュー隊」（仮称）の設置の推進

第三者機関による「いじめレスキュー隊」（仮称）は、子どもや親などからのSOSに瞬時に対応し、まず「いじめられている子」を守り、孤独感、疎外感から解放。その後、学校関係者と、いじめの側、いじめられる側との仲立ちをしつつ、最終的には子ども同士の人間関係、「絆」の回復を図ることを目的とする。

二 「ほっとステーション」（仮称）づくり

NPO法人による不登校のためのフリースクールなどを活用して、地域の中に子どもが安心して居場所として「ほっとステーション」を設置。そこへ通うことを授業出席と認定する仕組みを作る。さらに「ほっとステーション」から学校へと戻れるようにする。

三 「メンタルフレンド制度」の実施

教員志望の学生等を家庭や学校に派遣する「メンタルフレンド制度」は、子どものよき話し相手・相談相手となることで、子どもたちに安心感を与え、子どもたちの人間関係修復にも役立つなど効果を上げており、同制度を全国で実施するようにする。

義務教育費国庫負担制度存続、教職員定数改善計画早期策定を求める意見書

今、教育に求められているものは、子ども一人一人が大切にされ、

豊かな人間関係の中で教育が行われることであり、このことは保護者、地域住民、教職員共通の願いです。そのためには教育条件整備のため

に教育予算の確保が不可欠です。

また、義務教育費国庫負担制度は、地方財政の窮乏を背景として地方自治体の義務教育費の支出に不均衡が生じることのないように、全国どこでも、すべての子どもたちが均等に教育を受けられるよう一九五三年度（昭和二十八年）に制度化されました。さらにこの制度は、義務教育諸学校等に勤務する教員、学校事務職員、学校栄養職員等の給与などを国庫負担対象にすることを定めました。

義務教育費国庫負担制度は、教育の機会均等とその水準の維持向上を図る制度として、現行教育制度の重要な根幹をなしています。中央教育審議会答申においても、教職員給与費の「優れた保障方法」としており、今後も維持されるべきとしています。また、神奈川県PTA協議会及び子どもたちの豊かな育ちと学びを支援する教育関係団体連絡会（二十三団体で構成）などをはじめとして、県内外の多くの教育関係団体も、制度存続を強く求められています。一方の義務教育費国庫負担制度を縮小・廃止することは、地方財政を圧迫するとともに、全国的な教育水準の確保、教育の機会均等に困難な状況を生じかねません。さらに、事務職員、加配教員の給与等についても義務教育費国庫負担制度の対象から除外されることも予測されます。

一方、少人数学習や少人数学級などの実施は時代のニーズに応え、子どもたち一人一人の課題に応じたきめ細かな指導ができること、保護者や子どもたちからも評価を得ています。また、神奈川県において、今後、児童・生徒数が増加することから、次期教職員定数改善計画の早期策定をはじめ、教職員配置のさらなる充実が必要不可欠といえます。

以上の理由から、二〇〇八年度（平成二十年）国家予算編成において、教育予算の大幅増額と義務教育費国庫負担制度存続を求め、教育の機会均等を引き続き確保するとともに、教育水準の維持・向上を図るよう、次の事項について強く求めるものです。

一 義務教育制度の根幹である教育の機会均等、水準確保、無償制の維持に不可欠な義務教育費国庫負担制度を存続させること。特に学校事務職員、加配教員をその対象から外さないこと。また、義務教育教科書無償制度を継続すること。

二 次期教職員定数改善計画を早期に策定し、少人数学習、学級規模の弾力化、縮小などを推進すること。

重度障害者医療費助成制度を含む三助成制度に対する意見書

特定非営利活動法人は、慢性腎不全患者を中心として活動する団体です。透析患者は腎臓機能障害のため一週間に三回、毎回三～五時間の透析治療を受けることにより命の糸を紡いでいます。

本年三月末、医療費助成制度見直し検討会報告書として示された内容に、透析患者は生きる気力を失っています。患者の多くは働かず、わずかな年金等の収入に頼って生きていく人が大半で、そんな人から「応益負担」とか「自己負担が高額にならないから」等の理由をつけ、制度を変え、負担を強いるようとしていることに透析患者は大いに疑問を感じ制度改定に反対しています。

生きるための治療費助成に、収入の制限や年齢の制限を付加するなど、一部とはいえ負担増を強いられなければならないの理解しがた

いところです。

本制度により透析患者は、治療を続けながら社会の一員として健康人と変わらない社会生活を営むことができます。本制度が継続的に維持され「神奈川県構想・プロジェクト五十一」の目指す将来的姿に合致するよう重度障害者医療費助成制度を含む三助成制度（ひとり親医療費助成制度、小児医療費助成制度）について、平成二十年度以降も維持継続してくださるよう強く求めるものです。

本制度により透析患者は、治療を続けながら社会の一員として健康人と変わらない社会生活を営むことができます。本制度が継続的に維持され「神奈川県構想・プロジェクト五十一」の目指す将来的姿に合致するよう重度障害者医療費助成制度を含む三助成制度（ひとり親医療費助成制度、小児医療費助成制度）について、平成二十年度以降も維持継続してくださるよう強く求めるものです。

本制度により透析患者は、治療を続けながら社会の一員として健康人と変わらない社会生活を営むことができます。本制度が継続的に維持され「神奈川県構想・プロジェクト五十一」の目指す将来的姿に合致するよう重度障害者医療費助成制度を含む三助成制度（ひとり親医療費助成制度、小児医療費助成制度）について、平成二十年度以降も維持継続してくださるよう強く求めるものです。